

生活福祉資金(特例__総合支援資金) 申込書類チェック表

R2年10月

〔市町村： _____ 〕〔氏名： _____ 〕。

下記のいずれかに(○)を付し、提出書類のチェックしてください。

- () 総合支援資金の特例貸付の申し込みのみ(申込書類:① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 外国籍の方⑨)
- () 緊急小口資金の特例貸付を申し込んで決定(申込書類:① ② ③ ④)
- () 緊急小口資金の特例貸付を申し込んで、決定がまだ(申込書類:① ② ③ ④)
- () 緊急小口資金特例貸付と総合支援資金特例貸付を同時申請(申込書類:① ② ③ ④)

申込書類の確認をし、各々○を付してください。

申 込 書 類	申込人	市町村	県社協
① 総合支援資金特例貸付 借入申込書			
② 総合支援資金特例貸付 借用書			
③ 総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書			
④ 自立相談支援機関からの支援に関する同意書			
⑤ 収入の減少状況に関する申立書			
⑥ 本資金の振込先通帳(写) ※ 申込者の名義の通帳であること ※ 緊急小口と同じ口座であること			
⑦ 住民票【世帯全員分が記載必須、本籍入りも可】 ※発行から3か月以内のもの			
⑧ 本人確認書類 【運転免許証の写し(住所変更している場合は両面コピー)、健康保険証、パスポート等】			
⑨ 外国籍の方【在留カード:両面コピー】			

※上記の書類以外にも、審査の都合上、世帯の状況(収入や資産、負債等)や申請に関する内容等を把握するために、追加で書類の提出を求めています。

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり受付窓口を設置しております。

(1) 沖縄県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当 沖縄県社会福祉協議会（総務企画部） 電話 098-887-2000

(2) 福祉サービス運営適正化委員会

沖縄県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができません。 福祉サービス運営適正化委員会 電話 098-882-5704

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営みしめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求め、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

総合支援資金特例貸付

借 用 書

借入月額	万円×__か月	借用金額 (総額)	万円
借入期間	令和__年__月から令和__年__月までの__か月間		

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
 ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和__年__月__日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 沖縄県 社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

市町村 コード	311	民協 コード	001
------------	-----	-----------	-----

住 所	
氏 名	印
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	__か月 (最大 12 か月)
	償還期間	__か月 (最大 120 か月)
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付コード	受付番号	
311	20	s x		市区町村社協	恩納村

収入の減少状況に関する申立書

沖縄県 社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

（総合支援資金の申込の場合のみ記載）

利用中の他の公的給付（該当するものに○）	・ 失業等給付 ・ 年金 ・ その他 () ・ 職業訓練受講給付金
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等)

令和 年 月 日

(借入申込者) 住所 _____

氏名 _____ (印)

総合支援資金特例貸付申請における
自立相談支援機関からの支援に関する同意書

今回、総合支援資金特例貸付の申請を行うにあたって、償還(返済)開始までに自立相談支援機関へ相談に行き、自立相談支援機関からの支援を受けることに同意し、申請いたします。

令和 年 月 日

(自署)

申請者氏名

申請者住所

連絡先

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付

同意書

(同意者)

父 氏名 _____ 印 .

住所 _____ .

母 氏名 _____ 印 .

住所 _____ .

私は上記のものを同意者と認め、生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付の申請をいたします。

令和 年 月 日

(借受人)

氏 名 _____ .

住 所 _____ .

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付

委任状

(代理人)

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

続 柄 _____ 委任者の

私は上記の者を代理人と定め、生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付の申請について委任いたします。

令和 年 月 日

(委任者)

氏 名 _____ (印)

住 所 _____